

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
伊万里市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	15
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	17
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
第6 その他	27
別紙1	29
別紙2	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊万里市は、佐賀県の北西部に位置し、中山間地域の特性を活かした施設園芸や畜産、果樹が盛んであり、肉用牛やブロイラー、梨、胡瓜の産地を形成している。

今後もこれらの作目を主体として一層のブランド力の向上と販路の拡大やマーケットインによる競争力のある農産物づくりの推進及びスマート農業の推進や新品種の開発・普及を通じ、次世代の担い手を確保、育成し、稼げる農業の確立を目指すこととする。

農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

2 本市の農地流動化率については、県平均を下回っており、平坦地の担い手への農地集積が進みつつある一方、中山間地の農地集積が進んでいない。加えて、農業従事者の高齢化や減少が進行しているため、遊休農地も増加している現状にある。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり400万円程度）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 本市は、将来の伊万里市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、伊万里市農業協同組合、伊万里農林事務所等が十分なる相互の連帯の下で濃密な指導を行うため、伊万里市農業再生協議会と連携し、集落段階における農業の展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに望ましい農業経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して伊万里市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の検討を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連帯が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等

を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び農用地の利用集積が遅れている集落については、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者・認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

また、本市では、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持発展のため、高齢農家、兼業農家等で構成される農作業補完グループ及び伊万里市農業協同組合が主体となった農作業受託組織等を多様な担い手として位置付け、その育成を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、伊万里農林事務所等の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を経営する上で重要な位置付けを占めているものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の推進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。あるいは、組織のオペレーター等が個別経営体へ発展が図られるものについては、その育成を図るなど、生産組織から育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体への発展を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や集落営農の組織化・法人化への参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、豊富な経験と技術を有する高齢農家、土地持ち非農家、さらには、農業従事者の過半を占める女性農業従事者等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、伊万里市農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

4本市は、伊万里市農業再生協議会において、認定農業者・認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び各種研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、経営の更なる向上に資するため、当該計画の達成度合の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5本市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第2に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たり250万円程度）を目標とする。

6農業経営基盤の強化の方向は地域の条件により異なり、抱える課題や今後の対応もそれぞれ異なるが、地域の特徴や現状を踏まえ振興方向を明らかにし、活力ある地域農業の振興を図る。

米、麦、大豆などの土地利用型作物については、農地の団地化・連担化による作業の効率化、防除など生産技術の高度化を図り、高品質・安定生産を推進する。また、中山間地域については、地域の特性を活かした取組の推進や、機械利用組合を中心に耕起から収穫までの基幹作業を行う営農組織の育成を図る。

果樹については、栽培技術の高位平準化を図り、銘柄確立と経営安定に向け、優良品種への更新（新植・改植）を推進する。また、施設栽培を推進することで、果実の高品質化と気象障害を回避し安定生産につなげる。

野菜園芸については、新規就農者及び担い手の確保による野菜産地の確立と安定した農家所得の確保を図り、生産履歴記帳の実践による安全・安心な農産物の生産供給を推進する。なお、施設野菜については、高品質・安定生産を確保するため、新品種や環境制御などの新技術の積極的な導入と遊休ハウスを活用した新規栽培者の確保や規模拡大を推進する。さらに、基本技術の徹底による安定生産と品質向上や高位生産技術の確立と普及を図る。また、

露地野菜については、たまねぎの省力化・安定生産のための新技術導入や機械化による面積拡大を目指す。

畜産については、安全で安心な良質畜産物の安定的供給の推進や、国際情勢の変化に対応し得る畜産経営の確立を図る。さらに、組織の活性化と技術の相互研鑽による高品位の安定生産を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
米+麦+大豆+玉葱	米=3.0ha 麦=3.0ha 大豆=2.0ha 玉葱=1.5ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
野菜複合	米=1.0ha 施設苺=0.2ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上 ⑤高設栽培の導入による軽作業化
	米=1.0ha 施設アスパラ=0.3ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②3.5t/10a だけのための栽培技術の徹底 ③保温・立茎時期の組合せによる労力分散
	米=1.0ha 施設胡瓜=0.2ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③作型の組み合わせによる出荷期間の延長 ④多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上 ⑥新品種導入による収量の向上

米=1.5ha 施設小葱=0.5ha	<ul style="list-style-type: none"> ①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③播種期の組み合わせによる周年出荷体制
--------------------	---

営農類型	経営規模	生産方式
果樹複合	米=1.0ha ハウス梨=0.2ha トンネル梨=0.4ha 露地梨=0.3ha	<ul style="list-style-type: none"> ①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ③計画的な改植による安定生産 ④労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践 ⑤露地栽培での高品質・高単収品種の導入
	米=4.0ha 麦=3.0ha 梅=1.0ha	<ul style="list-style-type: none"> ①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
果樹専作	ハウス梨=0.4ha トンネル梨=0.4ha 露地梨=0.5ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産 ③労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践 ④露地栽培での高品質・高単収品種の導入
	ハウス梨=0.2ha 露地梨=0.3ha トンネルぶどう=0.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
	トンネル梨=0.2ha 露地梨=0.3ha トンネルシャインマスカット=0.2ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
	ハウス梨=0.4ha トンネル梨=0.4ha ハウス桃=0.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産 ③梨と桃の組み合わせによる収穫時期の分散

	トンネル梨=0.4ha 露地梨=0.3ha ハウスモモ=0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
	トンネル梨=0.4ha 露地梨=0.3ha 露地キウイ=0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
営農類型	経営規模	生産方式
果樹専作	ハウス梨=0.4ha トンネル梨=0.4ha ハウスキンカン=0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
特産複合	米=1.0ha 茶=2.5ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③生産基盤の整備と機械化による省力化 ④適期摘採と適切な加工技術
畜産複合	米=1.0ha 肥育牛=110頭	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減 ④耕畜連携による稲わら等の確保
	米=2.0ha 繁殖牛=20頭	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減 ④分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
畜産専業	繁殖牛=15頭肥育牛=40頭	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
	肥育牛=130頭	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減

ブロイラー=25,000羽 ×4.8回転	①飼育技術向上のための飼育マニュアルの徹底 ②防疫対策のための消毒の徹底及び鶏糞の堆積発酵
-------------------------	--

(注) 農作業機械等設備については、過剰投資を避け経営規模に応じた資本装備を指導する。
畜産農家から供給される良質堆肥を有効に活用した土づくりを推進する。

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記等による経営状況の把握 青色申告の実施 新技術及び市場情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 雇用労働力を活かした企業的労務管理の実施 機械利用組合等への積極的参加 家族経営協定の締結

(注) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1名、補助従事者1～2名として示している。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農米+麦+大豆	米=20.0ha 麦=27.0ha 大豆=10.0ha	<ul style="list-style-type: none"> ①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
施設野菜専作 (主たる従事者3名)	小葱=1.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ①肥培管理など基本技術の徹底 ②播種期の組み合わせによる周年出荷体制 ③雇用による規模拡大
畜産専業 (主たる従事者4名)	肥育牛=500頭	<ul style="list-style-type: none"> ①合理的な飼養管理による肥育期間の短縮 ②良質堆肥の生産・販売
	ブロイラー=125,000羽×4.8回転	<ul style="list-style-type: none"> ①飼育技術向上のための飼育マニュアルの徹底 ②防疫対策のための消毒の徹底及び鶏糞の堆積発酵

(注) 資本装備については、構成員個人や機械利用組合等が所有する機械について、有効活用や整理合理化を図るなど、地域の実情に即したものとする。

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記等による経営状況の把握 ・自己資本の充実 ・青色申告の実施 ・新技術及び市場情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・農作業環境の改善 ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組み合わせ ・社会保険への加入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社のほか農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
米+麦+大豆+玉葱	米=2.0ha 麦=1.5ha 大豆=1.0ha 玉葱=1.0ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
野菜複合	米=0.5ha 施設苺=0.15ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上 ⑤高設栽培の導入による軽作業化
	米=0.5ha 施設アスパラ=0.2ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②3.5t/10a だけのための栽培技術の徹底 ③保温・立茎時期の組合せによる労力分散
	米=0.5ha 施設胡瓜=0.15ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③作型の組み合わせによる出荷期間の延長 ④多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上 ⑥新品種導入による収量の向上

米=0.3ha 施設小葱=0.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③播種期の組み合わせによる周年出荷体制
--------------------	---

営農類型	経営規模	生産方式
果樹複合	米=0.5ha ハウス梨=0.2ha トンネル梨=0.2ha 露地梨=0.3ha	<ul style="list-style-type: none"> ①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ③計画的な改植による安定生産 ④労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践 ⑤露地栽培での高品質・高単収品種の導入
	米=3.0ha 麦=2.0ha 梅=0.7ha	<ul style="list-style-type: none"> ①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
果樹専作	ハウス梨=0.2ha トンネル梨=0.2ha 露地梨=0.3ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産 ③労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践 ④露地栽培での高品質・高単収品種の導入
	ハウス梨=0.2ha 露地梨=0.3ha トンネルぶどう=0.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
	トンネル梨=0.2ha 露地梨=0.3ha トンネルシャインマスカット=0.2ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
	ハウス梨=0.4ha トンネル梨=0.4ha ハウス桃=0.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産 ③梨と桃の組み合わせによる収穫時期の分散

	トンネル梨=0.4ha 露地梨=0.3ha ハウスモモ=0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
	トンネル梨=0.4ha 露地梨=0.3ha 露地キウイ=0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
営農類型	経営規模	生産方式
果樹専作	ハウス梨=0.4ha トンネル梨=0.4ha ハウスキンカン=0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
特産複合	米=1.0ha 茶=2.5ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③生産基盤の整備と機械化による省力化 ④適期摘採と適切な加工技術
畜産複合	米=0.6ha 肥育牛=90頭	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減 ④耕畜連携による稲わら等の確保
	米=0.5ha 繁殖牛=15頭	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減 ④分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
畜産専業	繁殖牛=15頭 肥育牛=40頭	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
	肥育牛=90頭	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減

ブロイラー=20,000羽 ×4.8回転	①飼育技術向上のための飼育マニュアルの徹底 ②防疫対策のための消毒の徹底及び鶏糞の堆積発酵
-------------------------	--

(注) 農作業機械等設備については、過剰投資を避け経営規模に応じた資本装備を指導する。
畜産農家から供給される良質堆肥を有効に活用した土づくりを推進する。

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記等による経営状況の把握 青色申告の実施 新技術及び市場情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 雇用労働力を活かした企業的労務管理の実施 機械利用組合等への積極的参加 家族経営協定の締結

(注) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1名、補助従事者1～2名として示している。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
施設野菜専作 (主たる従事者3名)	小葱=0.85ha	①肥培管理など基本技術の徹底 ②播種期の組み合わせによる周年出荷体制 ③雇用による規模拡大
畜産専業 (主たる従事者4名)	肥育牛=300頭	①合理的な飼養管理による肥育期間の短縮 ②良質堆肥の生産・販売
	ブロイラー= 100,000羽×4.8 回転	①飼育技術向上のための飼育マニュアルの徹底 ②防疫対策のための消毒の徹底及び鶏糞の堆積発酵

(注) 資本装備については、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとする。

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記等による経営状況の把握 ・自己資本の充実 ・青色申告の実施 ・新技術及び市場情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・農作業環境の改善 ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組み合わせ ・社会保険への加入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であつて、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社のほか農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

伊万里市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県、伊万里市農業協同組合等と連携して研修や就農相談を実施する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農に関する情報の提供、先進的な農家等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な相談対応など必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、伊万里市農業委員会、伊万里市農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、伊万里市農業協同組合と連携して、市内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活イメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、伊万里市農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、佐賀県農地中間管理機構、伊万里市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

・面積のシェア：40%程度

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業〔水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業〕を3作業以上実施している農作業受託を含む。）面積のシェアの目標である。

- 2 目標年次は概ね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、伊万里市農業委員会、農地中間管理機構、伊万里市農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組みを進めること。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、佐賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、伊万里市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

●本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
 - ② 地域計画推進事業の推進
 - ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 以下、各個別事業毎に述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積事業を行う若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条に定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 伊万里市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による伊万里市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2に定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、伊万里市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による伊万里市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示その他所定の手段により公告する。

(10) 公告の効果

本市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 伊万里市農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（農地法第6条の2）があった場合は、その写しを伊万里市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

①伊万里市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

- イ その者が、地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ②本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、伊万里市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示その他所定の手段により公告する。
- ④本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤伊万里市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。伊万里市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人佐賀県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域ごとに設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、伊万里市農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。また協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

本市は、地域計画の策定に当たって、県・伊万里市農業委員会・農地中間管理機構・伊万里市農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、農用地の利用関係の調整や共同で農作業を行う際において効果的に事業展開できる場合については、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ 認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示その他所定の手段により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定することが定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、伊万里農林事務所、伊万里市農業委員会、伊万里市農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、伊万里市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 伊万里市農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け

て行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に

当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附則／1 この基本構想は、平成6年3月30日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年4月28日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年6月9日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成25年3月29日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成28年9月1日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和4年9月27日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)の⑥関係)

次に掲げる者が設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

(3) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする貸借権又は利用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を適当と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
② 借賃の算定基準
<p>1 農地については、農地法第52条の規定により伊万里市農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>
③ 借賃の支払方法
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>
④ 有益費の償還

- 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
Iの①に同じ。
② 借賃の算定基準
<ol style="list-style-type: none"> 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度などを総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地についてはIの②の3と同じ。
③借賃の支払方法
Iの③に同じ。
④有益費の償還
Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）
Iの①に同じ。
③ 借賃の算定基準

<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
<p>④ 借賃の支払い方法</p> <p>Iの③に同じ。その場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損益がある場合には、受託者という。）」に読み替えるものとする。</p>
<p>⑤ 有益費の償還</p> <p>Iの④に同じ。</p>

IV 所有権の移転を受ける場合

<p>① 対価の算定基準</p> <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却したものが、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>
<p>② 対価の支払方法</p> <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続を経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>
<p>③ 所有権の移転の時期</p> <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>